

令和6年度「まちづくり事業支援交付金」に係る 需要額調査を実施しています

標記制度に係る令和6年度の需要額調査（予算要求のための事前調査）を行っています。制度の活用を検討している交付対象事業がありましたら、8月18日（金）までに必要書類をご提出ください。必要書類の様式は政策推進課政策推進グループにてお渡ししています。

また、検討している事業が対象になるのかなど、些細なことでもかまいませんので、お気軽にご相談ください。なお、本調査を提出しても来年度の交付を確約するものではありませんのでご了承ください。

【まちづくり事業支援交付金】

(1)事業の主旨等

安平町まちづくりファンド基金を財源として、コミュニティ団体やボランティア団体等が行う地域に密着した協働によるまちづくりを推進し、地域活動の振興を図り、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対して交付金を交付する制度です。

(2)交付の対象者

町内に住所を有する者を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体等

(3)交付率、交付金額等

区分	交付率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の8/10以内	50万円（下限5万円）
ハード事業		500万円（下限5万円）

(4)交付対象となる事業

ソフト	①公益性を有する非営利法人化支援事業	非営利の法人化に係る経費を支援
	②公益性を有する非営利法人の育成支援事業	法人化後の活動経費を支援
	③地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	組織強化のための研修会等
	④地域振興のためのイベント事業	実行委員会等による事業
	⑤地域文化の継承・活用のための事業	ワークショップや記録誌制作等の事業
	⑥地域資源を活用した事業	地域の魅力を伝える交流事業等
	⑦地域づくり活動に必要となる備品整備事業	・ 自主防災組織等の備品整備及び維持・補修に係る経費 ・ 自治会、町内会等の活動で使用するための会議用テーブルやイスなどの備品整備
ハード	①地域防災、防犯活動等に資する施設整備事業	防災倉庫等の施設整備
	②地域の会館改修等整備事業	屋根の塗装やトイレの水洗化等
	③伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備事業	歴史的建物を保全しながらリニューアルし、賑わい創出の拠点とする事業等
	④観光振興に資する施設整備事業	観光看板等の施設整備
	⑤選考委員会において助成対象と認める事業	プレゼンテーションを経て採否を判断

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751